

法務省民二第594号

平成27年10月30日

法務局長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）

不動産登記令等の一部を改正する政令（平成27年政令第262号）及び不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成27年法務省令第43号）の施行に伴い、平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し、本年11月2日から実施することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第35条第3項ただし書を削り、同項第1号中「印鑑証明書」の下に「。ただし、登記申請における添付書面の扱いに準じて、その添付を省略することができる。」を加え、同項第2号中「書面」の下に「。ただし、前項の申出書に当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和38年法律第125号）第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次号及び第46条第2項において同じ。）をも記載したときは、その添付を省略することができる。」を加え、同項第3号中「書面」の下に「。ただし、登記名義人若しくはその一般承継人又はその代理人が法人である場合において、前項の申出書に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは、登記申請における添付書面の扱いに準じて、その添付を省略することができる。」を加える。

第46条第2項中「から、当該他の代表者の資格を証する書面及び規則第70条第1項の書面に登記申請の内容が真実である旨を記載し、記名押印した上、印鑑証明書を添付して同項の申出があったときも、前項と同様とする。」を「が、規則第70条第1項の書面に登記申請の内容が真実である旨を記載し、記名押印した上、その印鑑証明書及び資格を証する書面を添付して、当該他の代表者から同項の申出があったときも、前項と同様とする。

ただし、規則第70条第1項の書面に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは、当該資格を証する書面の添付を省略することができる。」に改める。

不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）の一部改正新旧対照表（赤字部分は改正部分）

現行	改正案
<p>(不正登記防止申出)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申出書には、登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付するものとする。ただし、登記申請における添付書面の扱いに準じて、次に掲げる添付書を省略することができる。</p> <p>一 登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑証明書</p> <p>二 登記名義人又はその一般承継人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面</p> <p>三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面</p>	<p>(不正登記防止申出)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申出書には、登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付するものとする。</p> <p>一 登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）の印鑑証明書。ただし、登記申請における添付書面の扱いに準じて、その添付を省略することができる。</p> <p>二 登記名義人又はその一般承継人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面。ただし、前項の申出書に当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和38年法律第125号）第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。次号及び第46条第2項において同じ。）をも記載したときは、その添付を省略することができる。</p> <p>三 代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面。ただし、登記名義人若しくはその一般承継</p>

<p>4 (略)</p> <p>(相続人等からの申出)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 法人の代表者に事前通知をした場合において、その法人の他の代表者から、当該他の代表者の資格を証する書面及び規則第70条第1項の書面に登記申請の内容が真実である旨を記載し、記名押印した上、印鑑証明書を添付して同項の申出があったときも、前項と同様とする。</p>	<p>人又はその代理人が法人である場合において、前項の申出書に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは、登記申請における添付書面の扱いに準じて、その添付を省略することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(相続人等からの申出)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2 法人の代表者に事前通知をした場合において、その法人の他の代表者が、規則第70条第1項の書面に登記申請の内容が真実である旨を記載し、記名押印した上、その印鑑証明書及び資格を証する書面を添付して、当該他の代表者から同項の申出があったときも、前項と同様とする。ただし、規則第70条第1項の書面に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは、当該資格を証する書面の添付を省略することができる。</p>
---	--